

議案第2号

基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について

基山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

基山町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の公布に伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が一部改正されるため、基山町子ども・子育て会議条例を改正する必要がある。

令和5年3月10日原案可決